論文式試験問題集 [倒 産 法]

[倒 産 法]

[第1問] (配点:50)

次の【事例】について、以下の設問に答えなさい。

なお、解答に当たっては、文中において特定されている日時にかかわらず、令和7年1月1日現在において施行されている法令に基づいて答えなさい。

【事 例】

会社員であったAは、令和4年4月、Bから投資話を持ち掛けられ、投資のための資金700万円をBの指定する預金口座に振り込むように勧められた。Aは、Bの投資話を信じ、消費者金融2社から200万円ずつ合計400万円、知人Cから300万円をそれぞれ借り入れ、同月25日、上記借入金の合計700万円全額を、投資のための資金としてBが指定した預金口座に振り込んだ。

令和4年5月、Aの実兄が死亡し、その共同相続人であるAとD(Aの実弟)は、同月13日、遺産分割協議を行い、兄の遺産である土地(以下「本件土地」という。)及び預金20万円の全てをDに取得させる旨を合意し(以下「本件遺産分割合意」という。)、同日、本件土地について遺産分割を原因とする所有権移転登記がされた。

令和4年6月、Aは、同僚であるEからソーシャル・ネットワーキング・サービス(以下「SNS」という。)上に誹謗中傷にわたる内容を書き込まれ、職場での人間関係に悩んで転職した。Aは、転職により給与が減ったところ、その減額分を上記投資による配当金で賄おうと考えていたが、配当金が振り込まれることはなく、元金の返金もされないままBと連絡が付かなくなった。その後、Aは、消費者金融2社に対する返済を怠り、同社らから訴訟提起の予告を受けたため、弁護士Fに債務整理を委任することとした。弁護士Fは、令和4年9月5日、C及び消費者金融2社に対し任意整理を行う旨の受任通知を送付し、同年11月、Aの代理人として、C及び消費者金融2社との間で、それぞれ、令和5年1月以降毎月末日限り2万円ずつ支払う旨の和解契約を締結した(以下「本件各和解契約」という。)。なお、本件各和解契約においては、約定の分割金の支払を1回でも怠ったときには直ちに期限の利益を喪失する旨の条項が含まれていた。

本件各和解契約の成立後、Aは体調を崩して欠勤することが多くなり、令和5年1月以降は休職して傷病手当金を受給するようになり、月額収入が3分の2に減少した。Aは、本件各和解契約で定められた分割金の支払について、同年1月から同年3月までは、病院の受診を控えるなどして生活費を切り詰めながら約定どおりの支払をしたものの、同年4月以降は約定の支払をすることができなくなり、消費者金融2社に対しては支払をせず、Cに対してのみ同年9月まで1か月おきに隔月での支払を続けていた。

この頃、Aは、弁護士Fに破産手続開始の申立てを依頼しようとしたが、弁護士Fも体調を崩していたため、上記依頼をすることができずにそのままになっていた。その後、Aは、令和6年8月、弁護士Gに破産手続開始の申立てを依頼し、弁護士Gは、同月5日、Aの代理人として破産手続開始の申立てを行う予定である旨をC及び消費者金融2社に対して通知した上で、同年11月12日、裁判所に破産手続開始の申立てをした(以下「本件申立て」という。)。本件申立てを受けた裁判所は、同月20日、Aについて破産手続開始の決定をし、破産管財人として弁護士Xを選任した。

(設問)

- 1. 以下の(1)及び(2)の訴訟手続がどのように取り扱われるかについて論じなさい。なお、(1)及び (2)のいずれについても破産手続開始の決定時までに口頭弁論は終結していないものとする。
 - (1) 本件申立ての前に、AはBを被告として、架空の投資話により700万円を詐取された旨

を主張して不法行為に基づく損害賠償請求訴訟を提起し、第一審裁判所に同訴訟が係属していた。

- (2) 本件申立ての前に、AはEを被告として、SNS上に誹謗中傷にわたる内容の書き込みを されて名誉を侵害された旨を主張して名誉毀損による慰謝料請求訴訟を提起し、第一審裁判 所に同訴訟が係属していた。
- 2.破産管財人Xによる否認権の行使に関し、以下の(1)及び(2)について解答しなさい。
 - (1) 破産管財人Xは、本件各和解契約成立後のAのCに対する支払を否認することができるかについて、Cからの反論を踏まえて論じなさい。
 - (2) 破産管財人Xは、本件遺産分割合意を対象として否認権を行使した。破産管財人Xが否認権を行使した令和6年12月時点において、Dは、本件遺産分割合意により取得した預金20万円を全額費消していた。また、本件土地の時価は、本件遺産分割合意がされた令和4年5月の時点では100万円であったが、その後、本件土地の近隣に半導体工場が誘致されたことにより、令和6年12月時点で300万円になっていた。

この場合において、破産管財人XがDに対して否認権行使により価額償還を請求するとき、 請求することができる額について、その理由も含めて論じなさい。ただし、本件遺産分割合 意を対象とする否認権が認められることを前提とする。また、附帯請求は考慮しなくてよい。

次の【事例】について、以下の設問に答えなさい。

なお、解答に当たっては、文中において特定されている日時にかかわらず、令和7年1月1日現在において施行されている法令に基づいて答えなさい。

【事 例】

A社は運送業を営んでいたところ、経費が増大する一方、顧客への価格転嫁が十分にできなかったことから、収益が悪化して資金繰りに窮し、公租公課も滞納するようになった。そこで、A社は2社にスポンサー就任を打診したところ、うち1社であるB社から前向きな意向が示されたため、B社と諸条件について協議を行い、同社からスポンサー就任に関する意向表明書の提出を受けた。そして、A社は、令和6年10月21日、裁判所に再生手続開始の申立てをしたところ、同日、裁判所から監督命令が発せられ、監督委員が選任された。A社は、同月24日に開催した債権者説明会において、B社をスポンサーに選定してその支援の下で事業の再生を図りたい旨を説明した。また、A社は、監督委員の同意を得た上で、B社から当面の運転資金として、3000万円を借り入れ(以下「本件借入れ」という。)、滞納公租公課の支払や当面の資金繰りに充てた。その後、A社は、同月28日、裁判所から再生手続開始の決定を受けた。

B社の意向表明書に記載された条件は、A社事業の譲渡価格を1億3000万円とする、全ての従業員の雇用を継続する、既存取引先(再生債権者である仕入先を含む。以下同様とする。) も希望があれば引き続き取引を継続する、というものであった。

一方、再生債権者であるいわゆるノンバンクのC社(再生債権比率は15%であった。)は、A社に対し、令和6年11月18日、スポンサー候補としてD社を紹介してきた。D社の条件は、譲渡価格を1億5000万円とする、80%程度の従業員の雇用を継続する、既存取引先との取引の継続は保証の限りではない、というものであった。

A社は、現在も事業を継続することができているのは、B社がスポンサー候補である旨を外部に表明したことによる信用補完や本件借入れによる資金繰り支援が寄与していると判断しており、譲渡価格以外の条件においてはB社がD社よりもスポンサーとして適していると考えて、当初の方針どおりB社をスポンサーとし、再生計画外での事業譲渡をすることとした。

そこで、B社との間の最終的な条件を定めたスポンサー契約書と事業譲渡契約書について監督委員の同意を得た上で、A社は、令和6年12月20日、裁判所に事業譲渡についての許可の申立てをした(以下「本件申立て」という。)。同事業譲渡による再生債権者への弁済額はA社の清算価値を上回る見込みであった。

本件申立てを受け、裁判所が全ての再生債権者 (30社) に対して意向聴取をしたところ、A 社の主要資産に担保を有しているE銀行(再生債権比率30%) など多くの再生債権者からは異 議が示されなかった。その一方で、C社やF銀行(再生債権比率25%) など計5社から反対の 意見が示された。

A社は裁判所と協議した上、本件申立ては一旦取り下げ、再生債権者と対話を続けつつ、B社をスポンサーとした事業譲渡の途を探ることとした。

〔設問1〕

C社は、譲渡価格の点でD社よりも劣るB社をスポンサーとするA社の方針に不服であるため、管理命令の申立てを検討している。以下の(1)及び(2)について解答しなさい。

- (1) 民事再生法では原則として管財人を選任することとはされていないことの趣旨について、管財人が選任されない場合において再生債務者が果たすべき義務に言及しつつ説明しなさい。
- (2) C社から管理命令の申立てがされた場合に裁判所はいかなる判断をすべきか。スポンサー選

定について、(1)で述べた再生債務者が果たすべき義務の具体的内容に言及しつつ論じなさい。

【事 例 (続き・1)】

A社は、B社をスポンサーとして、令和7年1月21日、同社への事業譲渡を内容とする再生計画案を裁判所に提出した。

A社の再生計画案は、書面投票の方法にて決議に付された。A社はこれまでの説明状況を踏まえ、再生債権者からおおむねの理解は得られたと判断していたが、C社とF銀行が反対したほか、一部の再生債権者が投票を棄権したこともあり、可決要件を満たさず、否決された。そのため、A社は、同年3月28日、裁判所から再生手続廃止の決定を受けた。

〔設問2〕

【事例】に加え、【事例 (続き・1) 】があった場合において、A社に対する再生手続廃止の 決定後の破産手続への移行について、同決定の確定の前後で場合を分けて説明しなさい。

【事 例 (続き・2) 】

A社は、再生手続廃止の決定後、直ちにB社と協議を行った結果、B社は、譲渡価格以外については従前の条件を維持し、譲渡価格については1億5000万円に引き上げることとした。そこで、A社は、債権者説明会を開催し、これまでの経緯やB社の上記条件等を説明した上で、令和7年4月4日、再度、裁判所に再生手続開始の申立てをした。

〔設問3〕

【事例】に加え、【事例(続き・1)】及び【事例(続き・2)】があった場合において、A 社による再度の再生手続開始の申立てに対し、F銀行を含む他の再生債権者は「特に意見がない」としているが、C社は「B社への事業譲渡を内容とする再生計画案は否決されたのだから、なおB社をスポンサーとすることを目的とした再度の申立ては不当である。」と主張して強く反対している。このとき、裁判所は、A社に対して再生手続開始の決定をすることができるかについて論じなさい。



論文式試験問題集 [租 税 法]

[租 税 法]

[第1問] (配点:50)

P県内の中心市街地にある賃貸住宅に居住し、会社員として給与収入を得ているAは、令和元年 10月に自家用車として軽自動車(以下「本件車両」という。)を購入した。Aの自宅は、通勤に 利用する最寄り駅まで程近く、交通の便は良い場所にあった。Aは、近所の平面式駐車場を借りて 本件車両の保管場所としており、本件車両を趣味の旅行やドライブに利用していたほか、子どもの 習い事への送迎や、週末の大型スーパーへの買い出しに利用していた。また、Aは、勤務先会社から定期券代の支給を受けて、自宅から徒歩と電車で通勤していたが、持ち帰る資料が多いときなど、週に1、2回ほどは本件車両で通勤することもあった。

令和2年5月、Aの自宅周辺は予期せぬ豪雨に見舞われ、平面式駐車場に保管していた本件車両は水没し、故障してしまった。Aは、車両保険に加入していなかったこともあり、本件車両を廃車とした。

その後、勤務先会社がインターネット等を活用した働き方(いわゆるテレワーク)を認めるようになったこともあり、Aは、令和2年10月にQ県R市内に新築の土地付き住宅を購入し、直ちにR市に移住した。R市では、定住促進及び同市の活性化を図るため、同市内に定住する意思をもって新築住宅等を取得した者を対象として、R市定住条例に基づく定住奨励金(以下「本件奨励金」という。)を交付することとしていた。同条例では、①本件奨励金の交付を受けようとする者は、対象となる住宅を取得した年の翌年以降、毎年、R市の定める交付申請書及び添付書類を所定の期間内に提出することで、5年間に限り、同条例所定の金額の奨励金の交付を受けることができること、②ただし、奨励金の交付を受けた日から5年以内にR市から転出したときには、その返還を求められる場合があることなどが定められていた。令和3年7月、R市は、Aの申請に基づき、Aに対し、令和3年分の本件奨励金を交付する旨の通知をした。なお、Aは、令和4年以降もR市定住条例の定めに従い本件奨励金の交付を申請し、R市から本件奨励金の交付を受けている。

また、Aは、R市がかつて別荘地として有名であったことをいかして、副業として観光客向けにいわゆる民泊(住宅宿泊事業)を始めることを考え、令和5年1月、売りに出されていた近隣の別荘(以下「本件別荘」という。)を購入した。もっとも、Aは、住宅宿泊事業法に規定する近隣住民からの苦情への対応義務や衛生確保措置等を嫌い、同法に規定する住宅宿泊事業を営む旨の届出をせず、自らの民泊が無届けであることが発覚した場合には、すぐに廃業するつもりであった。

Aは、令和5年3月から民泊を開始した。Aは、観光客に本件別荘を貸し付けて寝泊まりの場を提供するだけではなく、最寄り駅までの送迎や寝具のクリーニング等のサービスも自ら提供していた。令和5年及び令和6年において、Aは、給与収入の4分の1程度である200万円前後の収入を民泊から得ており、その収入を遊興費に充てていた。Aは、今後も、勤めていた会社を辞めるつもりはなく、また、住宅宿泊事業法所定の届出をしていなかったので、近隣住民に不審に思われるような宣伝はできず、民泊による収入が増加する見込みはなかった。

以上の事案について、以下の設問に答えなさい。解答に当たっては、理由を付し、根拠条文がある場合はそれを明記しなさい。ただし、租税特別措置法の適用は考慮しないものとし、事案中の年月日にかかわらず、令和7年1月1日現在において施行されている法令に基づいて解答しなさい。

なお、住宅宿泊事業法は、旅館業法に基づく許可を受けて旅館業を営む者以外の者が、宿泊料を受けて住宅に人を宿泊させる住宅宿泊事業を営む場合に、事業の届出制度や安全面・衛生面の確保措置を義務付ける制度を設ける内容の法律である。旅館業を営む者以外の者が民泊を行うためには住宅宿泊事業法に基づく届出を要するところ、Aが無届けで民泊を行ったことは旅館業法に抵触し、刑事罰の対象となる行為である。解答に当たっては、以上を前提にすれば足り、その余の住宅宿泊事業法及び旅館業法の知識に基づいて論じる必要はない。

(設問)

- 1 本件車両が水没したことによりAが被った損失の金額は、Aの令和2年分の課税総所得金額 の計算にどのような影響を与えるか。本件車両が所得税法上の「生活に通常必要でない資産」 に該当するか否かによっていかなる違いが生じるかを明らかにした上で、自説を述べなさい。
- 2 AがR市から交付を受けた本件奨励金は、所得税法上、いかなる所得に分類されるか、可能 性のあるものを挙げて論じなさい。
- 3 Aが行った民泊に係る収入は、所得税法上課税の対象となるか。また、課税の対象となると すれば、いかなる所得に分類されるか、可能性のあるものを挙げて論じなさい。
- 4 Aによる次の支出が、設問3の所得の金額の計算上、どのように扱われるか論じなさい。
 - ①民泊を始めるに当たり商売繁盛を願って近所の神社に支払った祈祷料
 - ②本件別荘の敷地内にあった古井戸の解体・撤去費用
 - ③民泊の顧客を送迎した際にAが犯した交通法規違反に対する罰金

(参考条文) 所得税法施行令

(譲渡所得について非課税とされる生活用動産の範囲)

- 第25条 法第9条第1項第9号(非課税所得)に規定する政令で定める資産は、生活に通常必要な動産のうち、次に掲げるもの(一個又は一組の価額が30万円を超えるものに限る。)以外のものとする。
 - 一 貴石、半貴石、貴金属、真珠及びこれらの製品、べつこう製品、さんご製品、こはく製品、 ぞうげ製品並びに七宝製品
 - 二 書画、こつとう及び美術工芸品

(生活に通常必要でない資産の災害による損失額の計算等)

- 第178条 法第62条第1項(生活に通常必要でない資産の災害による損失)に規定する政令で 定めるものは、次に掲げる資産とする。
 - 一 (略)
 - 二 通常自己及び自己と生計を一にする親族が居住の用に供しない家屋で主として趣味、娯楽又は保養の用に供する目的で所有するものその他主として趣味、娯楽、保養又は鑑賞の目的で所有する資産(前号又は次号に掲げる動産を除く。)
 - 三 生活の用に供する動産で第25条 (譲渡所得について非課税とされる生活用動産の範囲)の 規定に該当しないもの
- 2 (以下略)

株式会社A(以下「A社」という。)は上場会社であり、その事業年度は暦年である。A社は、国内で複数のホテル(以下「Aホテル」という。)を経営し、宿泊、宴会等のサービスを提供しているが、Aホテルの業績は、令和4事業年度以前の過去数年度にわたり低迷していた。そこで、令和5年6月に開催されたA社の取締役会では、Aホテルの売上の増加を目的として、Aホテルのホームページ(以下「HP」という。)へのアクセスの増加とHPを通じた予約(以下「ネット予約」という。)の促進を図るとともに、潜在的な顧客の属性や好み等の分析を踏まえた価格設定の見直しとAホテルの内装の刷新を行うという方針が確認された。

この方針に従い、第一に、A社は、AホテルのHPを通じ、令和5年9月1日から同年11月3 0日までを回答期間とするアンケートを実施することとし、回答した者の中から、同年12月1日 に行う抽選で10組(当選者とその任意の同行者とのペアで計20名)に対し、対象期間(令和6 年4月1日から令和7年3月31日までの1年間)中の任意の4日間、海外のX国に滞在する旅行 を可能とするギフト券を、令和6年1月中に贈呈するキャンペーン(以下「本件キャンペーン」と いう。)を公表した。このギフト券は、往復航空券の取得と、X国所在の指定ホテルでの宿泊に利 用できる。当選者には当選の事実が令和5年12月中に伝えられ、当選者は、受領したギフト券を 利用して、旅行会社B(以下「B社」という。)を通じて旅行の予約を行う。ただし、ギフト券の 譲渡等はできず、その利用は当選者を含むペア(2名)に限定される。A社は、令和5年12月に、 B社の適正な見積りに従い1組当たり100万円を支払って10組分のギフト券をB社から購入し (A社は手数料をB社に別途支払った。)、これを令和6年1月中に当選者に贈呈すべくB社に保 管を依頼し、令和5事業年度の確定した決算において総額1000万円を販売促進費に計上した。 もっとも、A社とB社の間の契約上、このギフト券の最終的な価格は、当選者の旅行により現に要 した航空運賃やX国のホテルの宿泊料、為替レート等の変動に応じて増減され、上記1000万円 との差額は、A社とB社の間で対象期間満了時に精算される(よって、未使用のまま失効したギフ ト券の対価は、その全額がA社に返還される)旨取り決められていた。

本件キャンペーンのアンケートには数千人から回答が寄せられ、抽選の結果、個人Cを含む当選者が確定した。Cは、令和6年1月にギフト券の贈呈を受けて、同年夏の休暇期間中に配偶者と共にX国旅行を満喫した。

第二に、A社は、Aホテルの宿泊料金体系を見直し、早期のネット予約を誘引すべく、宿泊予定日の半年前から1か月前までの間に、ネット予約と同時にクレジットカードで支払を完了した場合は、通常の宿泊料の額(例えば10万円)の25%が値引きされるという選択肢(以下「早期予約販売」という。)を令和6年1月1日から設定した。早期予約販売を選択した顧客は、予約後にキャンセルした場合、災害等の特別な事情がない限り、支払済みの宿泊料の額(上記の例でいえば7万5000円)から、その20%をキャンセル料として差し引かれた残額の返還を受けることができる。この価格設定は人気を博し、令和7年中に宿泊予定日が到来する早期予約販売で顧客が支払を完了した金額は、令和6事業年度終了時に7500万円あったが、同年度の確定した決算において、A社はこれを収益に計上していない。

第三に、A社は、本件キャンペーンのアンケートの分析結果を踏まえ、令和6年5月にAホテルのHPと内装の刷新に着手し、同年末までにこれらを完了した。A社は、改装後のAホテルの認知度の向上及び個人株主の安定的な維持と増加を目的として、毎年10月末時点のA社株主(所定の所有期間を満たすものに限る。)に対し、その持株数に応じた段階ごとに部屋のランクと枚数が決まるAホテルの宿泊券(その譲渡や利用期間に制限はない。)を付与する仕組みを令和7事業年度から導入した。これにより、国内在住の株主Dは、令和7年中に時価20万円相当のAホテル宿泊券(一般の金券ショップに同額で売却可能である。)を、何ら負担や支出を伴うことなく受け取っており、令和8年中にこれを利用してAホテルに宿泊する予定である。なお、令和7年中のDの所得又は損失は、この宿泊券を除けば、Dの勤務先である会社E(以下「E社」という。)から得た

賃金の総額500万円のみであり、Dに適用のある所得控除は基礎控除と社会保険料控除のみであるところ、E社は、所得税法に従い、Dの賃金に係る源泉徴収義務(同法第183条第1項)を全て履行し、これらの所得控除を考慮した上で年末調整(同法第190条)を行った。

以上の事案について、以下の設問に答えなさい。解答に当たっては、理由を付し、根拠条文がある場合はそれを明記しなさい。ただし、租税特別措置法の適用は考慮しないものとし、事案中の年月日にかかわらず、令和7年1月1日現在において施行されている法令に基づいて解答しなさい。

(設問)

- 1 A社は、令和5事業年度の確定した決算において販売促進費に計上した1000万円につき、 同年度の法人税法上の所得の金額の計算に際し、その全額を損金に算入することができるか、 寄附金該当性の検討を含めて論じなさい。
- 2 A社は、早期予約販売に係る 7 5 0 0 万円について、令和 6 事業年度及び令和 7 事業年度の 法人税法上の所得の金額の計算に際し、どのように扱うべきか。なお、解答に際し、消費者契 約法を考慮する必要はない。
- 3 A社から贈呈されたギフト券に基因するCの経済的利益(その価額は100万円とする。) は、所得税法上いつの年分のいかなる種類の所得に係る(総)収入金額として扱われるべきか。 仮にCが令和5年10月に急きょA社の社外取締役に就任した者で、就任前に回答したアンケートに基づいて偶然当選者になっていたとした場合、結論は変わり得るかについても論じなさい。
- 4 A社から付与された宿泊券に基因するDの経済的利益は、所得税法上いつの年分のいかなる 種類の所得に係る(総)収入金額として扱われるべきか、配当所得該当性の検討を含めて論じ なさい。また、仮に令和7年分の(総)収入金額に当たる場合、Dが令和7年分の所得税につ き確定申告を要するか否かを論じなさい。なお、Dが適用し得る損失又は税額の繰越控除はな いものとする。



論文式試験問題集 [経 済 法]

[経済法]

〔第1問〕(配点:50)

【前 提】

X協会(以下「協会」という。)は、建築資材A(以下「A」という。)の普及促進と品質向上による豊かな社会の創造、環境保全の促進等を図ることを目的とし、甲県に所在するAの製造販売業者を会員として設立された県内唯一の法人である。定款上、協会の組織、運営、管理等については、総会の決定事項とされているが、次回の定時総会が開催されるまでに決定すべき事項がある場合、会長と4社の有力会員から成る幹事会(以下「幹事会」という。)がその活動を事実上決定し、会員もその決定に従って、次回の定時総会において、幹事会の決定を追認するという運用が慣行となっている。

甲県に所在するAの製造販売業者のほとんどが協会の会員であり、甲県内でのAの製造販売分野における会員の合算市場シェア(売上額に基づく割合)は約90パーセントを占めている。Aには、製造時からの時間経過に応じて品質が劣化して、商品価値が次第に損なわれていく商品特性がある。そのため、Aの製造販売業者は、それぞれ、各都道府県の地理的範囲内で、需要者が指定する建築現場(以下「建築現場」という。)に最も近い自社工場でAを製造・出荷し、それを建築現場まで運搬して需要者に供給している。なお、Aに代替する建築資材はない。

〔設 問〕下記(1)及び(2)の設問に答えなさい。

(1) 上記の【前提】に加え、以下の事情がある場合に、協会の行為について私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(以下「独占禁止法」という。)上の問題点を分析して検討しなさい。

建築法令上、Aを用いた建築物に関する基準はあるが、Aの品質等に関する基準はない。しかし、上記の商品特性から、その製造販売業者や需要者の団体等から成る組織が、専門家の知見を踏まえ、Aの品質管理に関する基準(以下「品質基準」という。)を設定している。品質基準に従って定期的に実施される監査に合格した製造販売業者は、それを示す標章(以下「合格標章」という。)の使用を認められる。会員は全て合格標章を使用している。品質基準では、Aを製造・出荷する工場から建築現場までに要する運搬時間の目安(以下「基準運搬時間」という。)が定められている。ただし、Aの品質劣化には気温、湿度など運搬時間以外の条件による影響も大きいことから、品質基準は、製造販売業者と需要者との間で事前に協議の上、特定の品質管理条件を付して基準運搬時間を超える運搬時間を取り決めること(この取決めに基づく取引を、以下「特例取引」という。)も認めている。

最近、甲県の県庁所在地の乙市における建築需要の高まりを背景として、乙市内の建築現場からみて 基準運搬時間を超える場所にしか工場を持たない会員が、特例取引によって乙市の需要者にAを安値で 販売することが多く生じるようになった。

このような状況を受けて、令和7年5月1日、幹事会は、Aの販売価格の下落に伴うAの品質劣化を回避して、合格標章への社会的信頼を維持するためとして、会員が、乙市内の建築現場を運搬先に指定する需要者に対してAの特例取引を行うことを一切禁止する旨決定し、翌日以降全ての会員にこれを遵守させている。

(2) 上記の【前提】に加え、以下の事情がある場合に(1)記載の事情はなく、独立して検討するものとする。)、協会の行為について独占禁止法上の問題点を分析して検討しなさい。

上記の商品特性から、Aの販売に当たり、需要者の発注数量がAを運搬する車両の積載能力に比べて著しく少なく、販売利益に比べて運搬費用がかさむ場合(以下「過小積載」という。)や、運搬したAの一部が使用されずに工場に返送され、会員が不使用分のAの廃棄物処理費用を負担しなければならない場合(以下「不使用返送」という。)には、会員に損失が生じることになる。過小積載及び不使用返送の際には、大多数の会員が、それぞれ、販売先の需要者に、Aの販売代金とは別に、積載能力を下回った数量及び返送数量に基づく従量制の割増料金(以下「各割増料金」という。)を請求してきた。

最近、甲県内における建築需要の低迷を背景として、甲県内で、過小積載及び不使用返送が常態化するようになった。これに伴い、大多数の会員から協会に対して、各割増料金の設定について参考となる金額(以下「各基準料金」という。)を明示してほしいという要請が寄せられた。

そこで、令和7年6月2日、協会は、この要請に対応して、総会で、甲県内における各基準料金を、 大多数の会員が従来需要者に請求していた各割増料金の平均にその10パーセントを上乗せした額とする旨決定し、翌日以降全ての会員にこれらを遵守させている。このことにより、甲県におけるAの各割増料金は、上記の総会決定の日の前に比べて約10パーセント高止まりするようになっている。

次の事例を読み、以下の設問に答えなさい。

【事 例】

X農業協同組合(以下「X農協」という。)は、甲地域における農家を組合員とする農業協同組合である。甲地域における農家のほとんどは、X農協に加入している。甲地域は我が国における農産品 α の生産地として有名である。甲地域産の α は消費者から高く評価されており、また同地域産の α の出荷量は多く、同地域を唯一の α の生産地域とする乙県の α の売上高は全国の α の売上高の 25パーセントを占め、都道府県別出荷量でも圧倒的な一位となっている。

X 農協は、組合員から α の販売委託を受け、委託された α を農業協同組合の連合組織を通じて全国へ販売する事業を行っていた。

 α を生産するためには、農業用設備 β を調達して使用する必要がある。 β は数年程度で更新を行う必要があるが、高価格でもあった。 α を生産している組合員の多くは、定評のある甲地域産の α の生産を強化するため積極的に β への投資を行いたいと考えていたが、そのための資金を融資に頼る必要があった。そこで、X 農協に β を調達、更新(以下「調達等」という。)するための融資を強化することを要望した。 X 農協は、組合員のこのような要望を受けて、地域の特色ある農産品を強化するための国の補助金の制度を利用することとし、国の補助を受けて、組合員に β 調達等のための資金を低金利で貸し付ける業務を数年前から開始した。 X 農協としても、甲地域における α の生産量を増大させ、甲地域産の α の存在感を一層全国で高めることが X 農協による α の販売事業を強化するものと考えて、積極的に融資業務を行ってきた。なお、補助金の支援を受けた X 農協以外に低金利で貸付けを行う者はいなかった。そのため、 α を生産しているほとんどの組合員は、X 農協から β 調達等のための貸付けを受けて α を生産している。

農家から α の販売委託を受けるためには、生産地の近隣に大規模な出荷拠点を持つ必要がある。そのため、甲地域に所在する α を扱う商系業者は3社だけである。3社は、甲地域産の α が著名になったこともあり、その手数料を軽減するなどして α の販売委託事業を積極的に拡大することに努めてきた。その結果、近時ではそれぞれ甲地域における α の集荷量の10パーセントから20パーセント程度を占めるまでに成長した。そのため、系統出荷における集荷量は55パーセント程度に減少している。

このように商系業者に出荷する組合員が増加してきたため、X農協が貸し付けた資金によって調達された β で生産した α が商系業者に出荷されることが多くなった。X農協は、甲地域産の α 生産の増加は、X農協による β 調達等のための融資活動や α を販売するための様々な広報活動によるものであり、系統外出荷は全国で α を販売するためにX農協が行ってきた努力にフリーライド(ただ乗り)するものであると考えた。また、系統外出荷が拡大すれば、X農協の全国での α の販売事業に支障が出ると考えた。そこで、X農協は、 β 調達等のための融資に当たり、組合員が生産する α のうち、80パーセントまではX農協に出荷することを新たに融資の条件として、融資期間中、この条件を遵守させることを計画している。X農協は、乙県の α 出荷量が全国でせいぜい 25パーセントを占めるにすぎないため、この計画が独占禁止法に違反することはないと考えている。

組合員においては、X農協以外には同等の低金利融資の貸手が見付からないこともあって、経営

基盤の強固な少数の組合員を除いては、X 農協の要請を受け入れることが想定されている。要請を受け入れる組合員の出荷量は、今後数年のうちに、甲地域産の α 生産量の80 パーセントを占めることが想定されている。

[設 問]

X農協の計画を独占禁止法上どのように評価すべきか論じなさい。

_	18	_

論文式試験問題集 [知的財産法]

[知的財産法]

〔第1問〕(配点:50)

農薬の製造販売を業とするXは、農薬取締法所定の審査・登録を要する農薬の発明について日本 特許権(以下「本件特許権1」という。)を有しており、この特許発明の実施品である農薬Pを製 造販売している。

Xは、本件特許権1のほか、農薬等の作物残留試験を行うための検査・実験装置の発明について日本特許権(以下「本件特許権2」という。)とこれに対応するA国特許権を有している。Xは、この特許発明の実施品である装置Qを、農薬の作物残留問題に関心の高いA国でのみ先行して市場投入することとした。XのA国子会社Zは、Xの許諾の下、装置QをA国でのみ製造販売している。Zは、Xの指示で、「当社の全製品のA国外への無断輸出及びA国外での無断使用を禁じる」旨の表示を、製品それ自体には表示することなく、Zのウェブサイトにのみ掲載した。

農薬の製造販売を業とするY1は、農薬Pと有効成分等を全て同じくする農薬Rを本件特許権1の存続期間経過後に製造販売する計画の下、農薬取締法所定の審査・登録を受けるために必要な試験を外部の機関に依頼することとした。Y1は、この試験のために、本件特許権1の存続期間中に農薬Rを生産した(以下「行為①」という。)上で、その作物残留試験を研究所Y2に依頼した。Y2は、A国でZから購入した者から転得した最新の装置Qを日本に輸入し、これを農薬Rの作物残留試験に使用した(以下「行為②」という。)。

その後、農薬取締法所定の審査の結果、Y1は農薬Rについて登録を受けた。Y1は、本件特許権1の存続期間中であったため、農薬Rの販売のための製造こそ開始していないものの、農薬Pを購入している業者に対し、「本件特許権1の存続期間経過後に農薬Rを販売する」旨を、本件特許権1の存続期間中に申し出た(以下「行為③」という。)。

そこで、Xは、

- (1) Y1に対し、行為①について、本件特許権1の侵害を理由に、
- (2) Y2に対し、行為②について、本件特許権2の侵害を理由に、
- (3) Y1に対し、行為③について、本件特許権1の侵害を理由に、

それぞれ損害賠償請求をした。

以上の事実関係を前提として、以下の設問に答えなさい。なお、損害額について論じる必要はない。また、農薬取締法固有の問題についても論じる必要はない。

[設 問]

Xは、(1)(2)(3)において、それぞれ、どのような主張をすべきか。これに対するY1XはY2X0 反論として、どのような主張が考えられるか。それらの妥当性についても論じなさい。

政治家を目指しているAは、日本の将来について熱く論じる文章 P(約1万字)を創作し、これを通勤客であふれる早朝の駅前広場で披露したところ、予想以上の喝采を浴びた。これに気を良くしたAは、この様子を撮影した映像に自ら編集を加えて動画Qを作成し、これを自己のウェブサイトに掲載したところ、空前の再生数を記録し、マスメディアにも取り上げられるなど大きな注目を集めた。

以上の事実関係を前提として、以下の設問に答えなさい。

[設問1]

日頃から旬の話題を広く紹介している個人ブロガーBは、最新の投稿において、Aの熱弁を収めた動画Qが大きな注目を集めていることを紹介し、その中で、文章P全体を分かりやすく1000字程度に要約した文章P、を掲載するとともに、その内容を批判する3000字程度の文章を添えた。これを見て憤慨したAは、Bに対し、文章Pに係る著作権の侵害を理由として、文章P、の削除を請求した。

Aはどのような主張をすべきか。これに対するBの反論として、どのような主張が考えられるか。それらの妥当性についても論じなさい。

[設問2]

人気プログラマーCは、インターネット上の動画ファイルを視聴するとその映像が変容して表示される再生ソフトRを開発し、これを無料でダウンロードできるように自己のウェブサイトで公開している。ある日、Cは、再生ソフトRを用いて動画Qを視聴すると、その映像が実に滑稽な様子にゆがんで表示されることに気付き、自己のウェブサイトにおいて、「みんなこの再生ソフトRでAのウェブサイトにある動画Qを見てみろ」と書き込んだ。すると、これを見た多くの人が再生ソフトRを用いてAのウェブサイト上の動画Qを視聴した結果、Aはすっかり笑いものになってしまった。

Aは、動画Qに係る著作者人格権に基づいて、Cに対し、どのような請求をすることが考えられるか。その妥当性についても論じなさい。

_	22	_

論文式試験問題集[労働法]

[労働法]

[第1問] (配点:50)

次の事例を読んで、後記の設問に答えなさい。なお、不正競争防止法(平成5年法律第47号) の適用について検討する必要はない。

【事 例】

1 Y社は、バイアウト投資(企業に投資し、同時にその経営に関与するなどしてその企業価値を 高めた後、当該企業を売却し利益を得る形態の投資)事業等を営む会社である。Xは、女性であ り、海外の大学院で修士号を取得後、金融機関での勤務を経て、平成24年4月に、Y社に期間 の定めなく雇用された労働者である。

XとY社との労働契約においては、Y社の就業規則所定の月例賃金、賞与及び退職金を支給することのほか、「労働者(ここではXのことをいう。)は、Y社を退職後1年が経過するまでの間、Y社による事前の同意なく、バイアウト投資事業を営む他の会社・団体等に就職せず、また、同事業遂行のための業務に従事しない。」との条項(以下「本件条項」という。)が存在した。

Y社の就業規則(必要な手続を経て作成され、労働者に周知されていた。)では、月例賃金は、基本給及び役職手当からなること、賞与は、年度ごとに各労働者の業績を評価して決定した額を支給すること、退職金は、退職時の基本給に、勤続年数が長くなるに従い逓増する支給率を乗じて計算した額を支給することが定められていた。また、関連する規定として、本件条項に違反した者については、上記の方法で計算された退職金の半額を支給しないとの規定(以下「退職金支給制限条項」という。)があった。

- 2 Xは、Y社において、案件(投資先となる企業)の発掘や、投資先の管理の業務等を行う部門 (以下「投資部門」という。)に存在する5つのグループの1つに所属し、グループの長(以下「マネジャー」という。)の役職にある者として、部門長(以下「ディレクター」という。)の 指示を受けつつ、所属グループの他の労働者(以下「アソシエイト」という。)を率いて上記業務に従事していた。各グループに所属するマネジャー及びアソシエイトは、いずれも、Y社のイントラネット上にあるフォルダにアクセスすることにより、投資先となる企業の情報等を得ることができるとともに、上記業務を通じて、Y社における投資検討先企業の情報の分析手法等、Y社のバイアウト投資のノウハウを知ることが可能であった。令和3年度初頭におけるXの月例賃金は85万円(基本給70万円、役職手当15万円)であった。また、後述する産前産後休業及び育児休業を取得していた時期が含まれる年度は別として、Xは、Y社に雇用されていた間、良好な業績を上げており、賞与として、各年度、おおむね300万円が支給されていた。
- 3 Xは、令和3年5月に妊娠していることが分かり、同年12月下旬から産前休業を取得して令和4年2月初旬に子を出産した後、同年2月及び3月は産後休業を、同年4月から令和5年3月末までの1年間は育児休業をそれぞれ取得し、同年4月から復職した。復職に先立つ面談において、Y社の投資部門のディレクターであるAは、Xに対し、「幼児を育てつつマネジャーとしてアソシエイトを率いて同部門の業務に従事することは、会社にとっても、Xにとっても困難が多いと考えている。」との意見を述べるとともに、「Xに産前産後休業及び育児休業を取得した1年を超えるブランクがあり、その間に、X所属のグループでは、Xが産前休業を取得した際にアソシエイトであったBがマネジャーの役職に就いてポストが埋まっていることを考慮すると、マネジャーの役職を外れ、アソシエイトとしての復職とならざるを得ない。」と告げた。Aは、Xが復職後、再びマネジャーの役職に戻ることができるか否か、できるとして、その時期や条件等の見通しについては、言及しなかった。Xは、育児休業等取得に先立ち、マネジャーの役職を外れての復職となることについてAから聞いておらず、かえって同僚から普通は元の役職で復職すると聞いていたこと、育児休業等取得中もできる限りバイアウト投資に関する情報収集を行うな

どブランクが大きくならないよう努めたことから、上記面談におけるAの説明に驚くとともに、その内容にも到底納得できなかった。しかし、Xは、ともかく現実に仕事に復帰することを優先させようと考えたことや、小さな子を育てる中で、マネジャーとしての復職に否定的なAと交渉を続けることによる精神的負担を増やすことに強い不安があったことから、やむなく、マネジャーの役職を外れることに異議を留保したり、マネジャーの役職に戻る見通し等について自分から説明を求めたりすることなく、アソシエイトとして復職することを受け入れた。アソシエイトとして復職後のXの月例賃金はY0万円(基本給Y0万円、役職手当なし(Y0円))で、賞与は変わらず、各年度おおむねY0万円であった。

- 4 Xは、こうした復職の経緯から、子を育てつつ、Y社においてキャリアを積み重ねていくことには期待できないと考えるようになり、アソシエイトとして投資部門の所属グループにおける業務に従事しつつ、令和5年6月以降、業務外の時間を使って転職活動を行うようになり、令和6年2月下旬に、Y社と同様にバイアウト投資事業を営むC社に同年4月から採用されることが内定した。この間、Xは、同年2月上旬、Bから、Bが自己の人脈を使って得た情報として、Y社が1年ほど前から投資先の候補として関心を持っていたD社(E社を中核とする企業グループにおけるE社の子会社)について、E社が売却を検討しているとの情報を知らされた。同時に、Xは、Bから、「B及びXが所属するグループの方針として、D社への投資案件を最優先案件の1つとし、E社に受け入れられる投資提案を策定することとした。」旨を伝えられた。
- 5 Xは、令和6年3月末でY社を退職し、Y社から同年4月末、退職金として350万円の支給を受けた。Xは、同年4月より、C社の投資部門においてバイアウト投資先企業開拓の業務に従事するようになった。C社は、Y社と同じく、D社への投資を目指しており、Xは、同年5月から当該投資案件を担当するようになった。同年7月、Y社及びC社の双方が、E社に対し、D社への投資(D社の株式の公開買付け)について提案を行ったが、採用されたのはXが担当したC社の提案であり、Y社はD社への投資機会を逃すこととなった。Y社は、この顛末を通じ、Xに本件条項に違反する行為があると考えるに至った。

(設問)

- 1 Y社は、令和6年8月、Xに本件条項に違反する行為があり、退職金支給制限条項に照らすと、 Xに支給された退職金の半額は不当利得であるとして、その返還を請求する訴訟を提起した。当 該請求は、認められるか。検討すべき法律上の論点を挙げて、あなたの意見を述べなさい。
- 2 Xは、令和5年4月にアソシエイトとして復職することとされ、同月以降、役職手当が0円となったことは不当であると考え、同月以降退職時まで、毎月15万円の役職手当の支払を求めて、令和6年8月に訴訟を提起した。当該請求は、認められるか。検討すべき法律上の論点を挙げて、あなたの意見を述べなさい。

次の事例を読んで、後記の設問に答えなさい。

【事 例】

Y社は、菓子、米飯及び総菜の製造並びに販売を業とする従業員数約400名の会社である。Y 社には、その従業員により結成された労働組合(以下「X組合」という。)があり、組合員数は80名である。

Y社の主たる製品は、同社構内にある工場で、3交替勤務24時間操業の体制で製造されている。 工場の製造ラインは、菓子ライン、米飯ライン、総菜ラインの3つに分かれており、それぞれのラインに各交替勤務(シフト)ごとの現場監督者がいる。現場監督者は、係長の職位にあり、使用者の利益代表者とされておらず、組合員となる資格を有している。現場監督者は、管理職であって組合員となる資格を有しない工場長を直接に補佐する立場にあり、担当ラインの従業員を取りまとめ、必要に応じて、工場長からの指示を担当ラインの従業員に伝える役割を担っている。

Y社における冬季一時金はこれまで基本給の0.5か月分程度であったが、X組合は、令和6年 冬季一時金要求について、近時の急激な物価上昇を踏まえ、組合員の収入を大幅に引き上げるべく、 基本給の1.25か月分を要求することにした。X組合は、同年11月8日、Y社に対して冬季一 時金要求書(以下「本件要求書」という。)を提出した。

なお、X組合は、Y社の抵抗を予想して、本件要求書提出以前に組合総会を開催し、Y社の回答が基本給の1か月分に満たない場合はストライキを行うことを決定していた。

令和6年11月13日、Y社とX組合は冬季一時金について第1回団体交渉を開催した。Y社は従来どおりの0.5か月分支給案を提示し、X組合は1.25か月分を要求した。X組合の要求を聞いたY社の交渉担当者は、「検討はするが現在の経営状態では基本給の1か月分ですら支給することは無理である。」旨回答した。

令和6年11月14日正午頃、X組合はY社に対して、同月15日午前0時から24時間ストライキを行う旨を通告した(以下「本件ストライキ」という。)。なお、X組合とY社との間には、ストライキを行う場合には開始時刻の24時間前に通告する旨の協定があった。

令和6年11月15日、X組合は通告どおり本件ストライキに入るとともに、午前4時から午前9時までY社の工場正面出入口付近に小型乗用車1台を配置してピケッティングを張り、早朝のシフトに出勤する非組合員らに対して本件ストライキに協力するよう説得を試みた。もっとも、X組合は説得に応じなかった非組合員が工場内に入ることを妨げなかった。工場には正面以外にも、側面に出入口があり、当日、X組合の説得行為を厄介に感じた運搬業者などは、側面の出入口を利用した。同日午前9時過ぎ、X組合はピケッティングを解き、工場付近の公道を1キロメートルほどデモ行進し、地域の労働福祉会館で集会を行った後に解散した。

Y社は本件ストライキ当日、出勤日に当たっていた者とY社の要請に応じて出勤してきた者を合わせた通常時の3分の2程度の人員で工場を操業したが、人手が全く足りず、かつ作業に不慣れな者もいたため、業務は長時間に及んだ。

Aは総菜ラインの現場監督者であり、非組合員である。Aは週明けの月曜日に当たる令和6年1 1月18日の昼休憩時、担当ラインのシフトに入っていた従業員全員(40名程度)を集め、本件ストライキについて自らの意見を述べた。その内容は大要次のようなものであった。

X組合は、冬季一時金について具体的に交渉に入る前に、突然にストを行った。世間では七五三 詣の行事の時期であり、菓子や総菜を作る我が社のかき入れ時であったことは分かっていたはずで ある。また、X組合は、24時間前通告というスト実施に関する協定を破ったため、工場では生も のである原材料を大量に廃棄せざるを得ず、多大な損害が出た。さらに、X組合は、スト当日早朝、工場正面出入口に車両を停止させ、入構者や取引業者の通行を妨げて営業を妨害した。冬季一時金

についての会社の提案は現実的なものだ。それにもかかわらず、X組合がなぜこのような暴挙に出たのか、私には理解できない。

ストを指揮したX組合の幹部らはしかるべき処分を受けるべきだが、私は、会社から現場を預かる者として、そもそもこのように卑怯なX組合に加入している者がいること自体、信じられない思いだ。X組合に加入している者もそうでない者も、このことを是非しっかり考えてもらいたい。

令和6年11月25日、Y社とX組合は冬季一時金について第2回団体交渉を開催した。Y社は、前回の提示額に0.06か月分上積みし、基本給の0.56か月分を提示した。X組合は、同組合の組合員を含め、Y社内にX組合のやり方を批判する声が高まっていることから早期に事態を収拾すべきと考えて、Y社提示の支給額での協約の締結に応じた。

Y社総務部長Bは、令和6年12月15日の始業時の点呼の際に、シフトに入っている全従業員の面前で、現金の入った封筒を、本件ストライキ当日に勤務した従業員のうち所定の勤務時間を超え深夜まで勤務した75名に対し、「社長からの感謝の気持ちです。」と言いつつ、各々に手渡した。封筒の表には「弁当代」と書かれており、その金額は一律2000円であった(以下「本件弁当代」という。)。なお、上記75名に対する時間外及び深夜労働に対する割増賃金は就業規則所定のとおり支払われており、また、これまで割増賃金以外に時間外勤務及び深夜勤務に対して特別な金員が支払われた例はない。

Y社は、令和6年12月20日付けで、本件ストライキを指揮したX組合の委員長Cを、Y社の 就業規則で定める懲戒事由(「会社の風紀秩序を乱したとき」)に該当するとして、所定の手続を 経て、同規則所定の最も軽い処分である戒告処分に処した。

〔設 問〕

X組合は、①Cに対する戒告処分、②Aによる意見表明、③本件弁当代の支給について労働委員会に救済申立てをすることを検討している。X組合は、いかなる主張に基づきどのような救済を求めるべきか。また、労働委員会は、どのような命令を発することになると考えられるか。検討すべき法律上の論点を挙げながら、あなたの意見を述べなさい。なお、X組合は、労働組合法第5条第1項が定める救済申立ての要件を満たしているものとする。

_	28	_
---	----	---

論文式試験問題集 [環 境 法]

[環 境 法]

[第1問] (配点:50)

次の**【設例】**を読んで、以下の各小問について答えなさい。なお、各小問はいずれも独立したものである。

【設 例】

A県に所在する甲土地は、過去に貯木場として使用されていたが、その事業において使用されていた砒素が甲土地の土壌内に放置されたまま、貯木場は廃止され、その後埋め立てられるなどして整地され、近年は運送事業を行うXが甲土地を所有し、事業場として使用している。

Xは競合他社との競争力強化のため甲土地に新たな大規模事業場の建設を計画した。Xの予定している新たな大規模事業場は、地上5階のトラックターミナルの建設を伴うものであり、その建設工事においては、5000平方メートルの土地を掘削する工事や地盤改良等のための土砂の搬出・搬入作業が予定されるものであった。

Xは建設に先立って甲土地の土壌汚染の調査を実施したところ、土壌の汚染に係る環境基準を超える砒素が検出された。そこで、Xは上記調査結果をA県知事に報告したところ、A県知事は、甲土地を土壌汚染対策法に基づく規制対象区域として指定した。なお、甲土地内では井戸は設けられておらず、甲土地周辺の土地においても地下水を飲用水として使用している状況は確認されていなかった。

【小問】

- (1) 【**設例**】において、Xは、新たな事業場の建設に先立って甲土地の土壌汚染の調査を実施しているが、この調査は、XがA県知事に土壌汚染対策法上のある届出を行ったことがきっかけとなり行われたものであった。この届出とはどのようなものか。土壌汚染対策法上、当該届出を要するとされている理由とともに説明しなさい。
- (2) 甲土地の土壌汚染の調査の結果、甲土地について、土壌の汚染に係る環境基準を超える砒素が検出されたものの、健康被害が生ずるおそれがあるものとして政令で定める基準には該当しないと判断できる場合、A県知事はいかなる区域の指定をすることが考えられるか。根拠条文を挙げつつ、説明しなさい。
- (3) (2)の区域の指定がなされた場合、甲土地についてどのような規制が課されることになるか。 【**設例**】においてXが甲土地上で予定している建設工事の作業内容を踏まえて説明しなさい。
- (4) 仮に、甲土地の土壌汚染が、貯木場で使用されていた砒素由来ではなく、自然由来の砒素による場合、(3)で説明した規制に違いが生じることがある。その違いを1つ挙げた上で、そのような違いが設けられている理由とともに説明しなさい。
- (5) Xは、甲土地について不動産価格の評価への影響も踏まえて汚染土壌の掘削除去をしようと考え、他の対策方法を検討することもなく、自主的に汚染土壌を掘削し除去した。仮に、Xが汚染原因者をYと特定することができ、XがYに対し民法第709条に基づく不法行為責任を問うことが可能であるとした場合、XはYに対し甲土地の汚染土壌の掘削除去費用を全額請求することができるか。土壌汚染対策法における汚染除去等の対策についての考え方を明らかにしつつ、説明しなさい(時効については触れなくてよい。)。

【資料】

○ 土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)(抜粋)

(法第4条第1項の土地の形質の変更の届出の対象となる土地の規模)

第22条 法第4条第1項の環境省令で定める規模は、3000平方メートルとする。(略)

以下の設問に答えなさい。

〔設問1〕

太陽光発電事業者Aは、B県にある甲川沿いに所有する土地(以下「本件土地」という。)に、太陽光発電施設乙の設置工事の事業を計画している(以下「乙事業」という。)。本件土地は、B県甲川流域保全条例において、甲川の生態系や景観を保全することが重要な地区として指定された区域内にあり、文化財保護法上の重要文化的景観として選定された区域に隣接している。

Aは、乙事業が環境影響評価法(以下「法」という。)の第二種事業に該当するため、法第4条第1項に基づき、乙事業の概要を経済産業大臣に届け出た。

- (1) 経済産業大臣が、乙事業について環境影響評価を行う必要があると判定するのはどのような場合か述べなさい。
- (2) 法に、第一種事業のほかに、第二種事業の類型が設けられた理由を説明しなさい。

[設問2]

設問1の手続を経て、乙事業について法の規定による環境影響評価を行うことになったAは、環境影響評価方法書(以下「方法書」という。)を作成した。Aは、法の規定による環境影響評価の場合、方法書の環境影響評価の項目に歴史的・文化的環境などの人工的環境要素を入れる必要はないと考えたため、方法書には、これを記載しなかった。この点について住民からの批判的な指摘があることを重く見たB県知事は、臨時の公聴会を開催した。その公聴会の場において、地元の歴史研究者からも同様の指摘がなされたことを受けて、B県知事は、方法書について、環境影響評価の項目に、歴史的・文化的環境についても含めるべきであるとの意見を述べた。Aは、B県知事の意見を取り入れる形で、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定した。

B県議会は、この件を教訓として、法に基づく環境影響評価手続を条例で拡充するための検討を開始した。

- (1) Aが、法の規定による環境影響評価の場合、方法書の環境影響評価の項目に歴史的・文化的環境などの人工的環境要素を入れる必要はないと考えた理由について、環境基本法の関連規定にも触れつつ説明しなさい。その上で、条例により、法の規定による環境影響評価の方法書の項目に歴史的・文化的環境などの人工的環境要素を入れることを、事業者に義務付けることが、法に抵触するか否か論じなさい。
- (2) 法の規定による環境影響評価の場合、環境の保全の見地からの意見を有する者の意見について事業者が負う手続的義務は、方法書の段階と環境影響評価準備書の段階ではどのように異なっているか説明しなさい。その上で、条例により、法の規定に基づきB県知事が方法書について環境の保全の見地からの意見を述べるに当たり、公聴会を開催することを、B県知事に義務付けることが、法に抵触するか否か論じなさい。

〔設問3〕

B県甲川流域保全条例は、甲川の生態系や景観を保全することが重要な地区として指定された 区域内で工作物の建築等を行う者に対して、B県知事の許可を受けることを義務付けている。そ して、同条例は、当該許可の基準の一つとして、工作物の建築等により当該土地及びその周辺に おける生態系及び景観を著しく悪化させるおそれがないことを定めている。また、同条例は、B 県知事が当該許可をしようとするときは、あらかじめ、工作物の建築等が行われようとする土地 が属する地域の住民の意見を聴くものと定めている。

Aは、B県知事に対して乙の設置の許可を申請し、B県知事はこれを許可した。

本件土地が属する地域の住民であり、長年にわたって甲川の良好な景観を保全する活動を続けてきたCは、乙の建設及び運営によって甲川の景観が損なわれることを憂慮している。Cが、B県を被告として乙の設置の許可の取消しを求める訴訟を提起する場合、当該訴訟において、訴訟要件に関してどのような主張をすることが考えられるか。解答に当たっては、B県の反論を踏まえつつ、論じなさい。また、問題文中に挙げたもの以外に、条例の内容は考慮しなくてよい。

論文式試験問題集	[国際関係法	(公法系)]

[国際関係法(公法系)]

〔第1問〕(配点:50)

A国は、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(以下「社会権規約」という。)及び市民的及び政治的権利に関する国際規約(以下「自由権規約」という。)に署名したが、その後、両国際規約を実施するために必要な国内法の整備を行わず、いずれの国際規約も批准していなかった。A国の憲法上、条約を締結する権能を有しているA国の大統領は、「A国は、もはや社会権規約及び自由権規約の当事国となる意図はない。」と国際連合事務総長に通告した。

B国は、公務員に結社の自由や団結権を認めない国内法制度を有していることで知られている。 B国は、そのような国内法制度を有していることに鑑みて、社会権規約及び自由権規約を批准する際に、「B国は、社会権規約第8条第2項を想起し、自由権規約第22条第2項にいう『軍隊及び警察の構成員』を『軍隊若しくは警察の構成員又は公務員』と解釈するものであることを宣言する。」という声明を付した。C国は、B国が付した声明に対し異議を申し立てた。

D国及びE国は、自由権規約を批准する際に、それぞれ自由権規約第41条に基づく宣言を行っていた。E国は、自由権規約に基づく義務がD国によって履行されていない旨を主張して、自由権規約第28条に基づいて設置された人権委員会に通報を行った。E国による同委員会への通報が行われたことを知ったD国の野党の党首は、「D国は、自由権規約第41条に基づく宣言を撤回するとともに、自由権規約から脱退すべきである。」と主張するようになった。

A国~E国は、いずれも条約法に関するウィーン条約(以下「条約法条約」という。)の当事国である。また、B国~E国は、それぞれ自国について条約法条約が効力を生じた後に社会権規約及び自由権規約を批准している。

以上の事実を基に、以下の設問に答えなさい。

〔設問1〕

A国の大統領が行った通告は国際法上どのような意義を有しているかについて論じなさい。

〔設問2〕

B国が社会権規約及び自由権規約を批准する際に付した声明に対し、C国が異議を申し立てたのは、国際法上どのような主張に基づいていると考えられるかについて論じなさい。

〔設問3〕

D国による自由権規約からの脱退が国際法上認められるかについて論じなさい。

A国沿岸には、沿岸(基線)から20海里離れた地点に、A国が領有するX島が所在している。 諸国の船舶は、A国沿岸付近を航行する際には、X島とA国本土との間の海峡(以下「X海峡」という。)を航行することもあれば、X島からA国本土と反対の海側に12海里以上離れた水路を航行することもあった。

A国は、海洋法に関する国際連合条約(以下「国連海洋法条約」という。)に加入しているが、同条約への加入の際、「いかなる外国の軍艦によるX海峡の航行もA国の平和と安全を脅かすものであり、A国の許可なくX海峡を航行することを認めない。」との宣言を行った。また、国連海洋法条約第287条第1項に従い、紛争解決手段として(a)国際海洋法裁判所を選択する宣言を行った。A国は国連海洋法条約への加入と同時に国内法を制定し、領海を基線から12海里とし、基線から200海里の排他的経済水域を設定した。その結果、X海峡は、A国の排他的経済水域の一部分とA国の排他的経済水域の他の部分との間に位置するA国領海内の海峡となった。

B国及びC国は、X海峡における軍艦の航行に関するA国の宣言に対し、国際法に反するものであり認められないと抗議した。B国は国連海洋法条約の締約国ではない。C国は国連海洋法条約の締約国であり、国連海洋法条約第287条第1項に従い、紛争解決手段として(a)国際海洋法裁判所を選択している。ただし、C国は、国連海洋法条約第298条第1項(b)に基づき、「軍事的活動に関する紛争」については国連海洋法条約第15部第2節に定める手続を受け入れないことを宣言している。

その後、B国及びC国は、X海峡における外国軍艦の通航権を確認するために、両国の軍艦をX海峡に派遣し航行させると発表した。実際にB国及びC国の軍艦がX海峡を航行していたところ、X海峡に設置されていた機雷に触れ、両国の軍艦に大きな損傷が生じ、両国の軍艦の乗組員に多数の死傷者が出た。A国は、A国によるX海峡への機雷の設置は否定しており、A国がそれら機雷を設置したという証拠はない。ただし、当時A国はX海峡を厳格な監視下に置いており、何者かが機雷を敷設しようとすれば、A国に知られることなく行うことはできなかった。

〔設問1〕

国連海洋法条約上、X海峡において外国船舶にいかなる通航権が認められるかについて論じなさい。

[設問2]

B国が、B国軍艦がX海峡に設置されていた機雷に触れたことから生じた損害に関してA国の 責任を追及する根拠として、国際法上どのような主張が考えられるかについて論じなさい。

[設問3]

C国は、C国軍艦がX海峡に設置されていた機雷に触れたことから生じた損害に関するA国の 責任を追及するため、国連海洋法条約第286条に従い、国際海洋法裁判所への付託を検討して いる。本件について国際海洋法裁判所が管轄権を有さないと主張するために、A国は国際法上ど のような主張をすることが考えられるかについて論じなさい。

- 36 -	
--------	--

論文式試験問題集	[国際関係法	(私法系)]

[国際関係法(私法系)]

〔第1問〕(配点:50)

甲国人Xは、甲国の工科大学を卒業した後、情報システムの開発や保守等の業務を行っている甲国法人Y社と労働契約(以下「本件労働契約」という。)を締結してY社の従業員となった。本件労働契約の内容を記載した契約書(以下「本件契約書」という。)には、①本件労働契約に関する一切の紛争は、甲国の裁判所における裁判によって解決し、他の国の裁判所において裁判を行わない旨の条項(以下「①条項」という。)、②本件労働契約の準拠法を甲国法とする旨の条項(以下「②条項」という。)等が定められていた。

Y社の顧客である日本法人A社は、日本国内に主たる営業所と複数の従たる営業所を有するほか、 乙国内にも営業所(A社乙国支店)を有する。A社は、A社の日本国内の営業所を統括するA社統 合システムのほかに、乙国の言語と取引慣行に最適化したA社乙国支店のための独自のA社乙国用 システムも有している。A社からY社へのシステム管理等の委託料は、甲国内に所在する銀行のY 社名義の口座に振込送金されていた。

Xは、Y社に入社後、甲国内に所在するY社の主たる営業所に勤務し、A社のシステムの開発や保守等の業務に遠隔で従事していた。Xの入社1年後に、A社がA社統合システムの抜本的な改修を行うことになったため、Y社は、Xに対し、日本国内に転居してA社統合システムの改修作業に従事することを命じ、Xは日本に赴任した。Xは、A社統合システムの抜本的な改修作業が完了した後も、主に当該システムの小規模な改修や保守等の業務に従事しており、来日してから現在まで計7年間ほど日本で生活している。また、Xは、A社乙国用システムの保守等の業務にも日本から遠隔で従事しつつ、年に数度、短期間で甲国内に所在するY社の主たる営業所やA社乙国支店に出張することがあった。Y社からXへの給与は、甲国内に所在する銀行のX名義の口座に振込送金されていた。

A社統合システムについて再度抜本的な改修が行われ、Xは、連日、深夜まで勤務していたところ、A社乙国用システムが急に不安定になったことから、Y社は、Xに対し、深夜便でA社乙国支店に出張して、システムの不具合を大至急修復するよう命じた。Xは、乙国の空港に到着後、A社乙国支店に自動車で向かう途中で交通事故(以下「本件事故」という。)に遭い、大けがをした。Xは、乙国の病院で応急処置を受けた後、Xの希望により搬送された日本の病院で手術と治療を受けた

以上の事実を前提として、以下の設問に答えなさい。なお、**〔設問1〕**と**〔設問2〕**は独立した問いである。

〔設問1〕

本件事故は、Y社が乙国の空港にあるレンタカー会社に予約手配していたレンタカーをXが運転していた際にX自身が起こしたものであった。Xは、連日の深夜勤務と、乙国への出張のために深夜便を利用したことによる疲労が本件事故の原因であり、Y社に安全配慮義務(労働契約法(平成19年法律第128号)第5条)の違反があったと主張し、Y社を被告として、本件事故に基づく損害賠償として、日本の病院での手術や治療に要した費用等の支払を求める訴え(以下「本件訴え」という。)を日本の裁判所に提起した。

なお、甲国法及び乙国法のいずれも、被用者は、雇用主に対し、安全配慮義務違反を理由とする損害賠償請求を行うことができない旨の規定を有している。

[小問1]

本件訴えにおいて、Y社は、本件契約書の①条項を援用し、日本の裁判所の国際裁判管轄権がないため、本件訴えが却下されるべきであると主張している。本件訴えについて、日本の裁判所の国際裁判管轄権が認められるかどうかについて論じなさい。

[小問2]

本件訴えについて日本の裁判所の国際裁判管轄権が認められたとする。Y社は、本件契約書の②条項を援用して、Xの請求には甲国法が適用されるため、労働契約法第5条が適用されないと主張している。このY社の主張が認められるかどうかについて論じなさい。

[設問2]

本件事故は、乙国の空港に迎えに来ていたA社乙国支店の従業員C(出生以来、乙国に居住している。)が運転操作を過って起こしたものであった。Xは、Cを雇用しているA社に使用者責任が認められると主張し、A社を被告として、本件事故に基づく損害賠償として、日本の病院での手術や治療に要した費用等の支払を求める訴えを日本の裁判所に提起した。この訴えについて日本の裁判所の国際裁判管轄権が認められるものとする。

Xの請求が認められるかどうかの問題に、いずれの国の法が適用されるか論じなさい。

A女(甲国籍)は、B男(甲国籍)とC女(日本国籍)(B及びCは生まれてから継続して甲国に居住し、甲国で適法に婚姻した)の子であり、甲国に継続して居住していた。Bは、Aが幼いころに死亡した。

Aは、進学した甲国の大学において同じ大学に通学していたD男(日本国籍、生まれてから大学進学まで継続して日本に居住)と知り合い、A及びDは、甲国で適法に婚姻した。

以上の事実を前提として、以下の設問に答えなさい。各設問及び各小問は独立した問いであり、全ての問いにおいて、反致については検討を要しない。また、甲国法には失踪宣告に関して以下の規定が存在するものとする。

【甲国法】

- 第P条 甲国裁判所は、失踪者が最後に生存が確認された時点において、以下のいずれかに該当 する場合には、失踪宣告について管轄権を有する。
 - 1. 甲国国民であった場合
 - 2. 甲国内に常居所を有していた場合
- 第Q条 失踪宣告については、失踪者が最後に生存が確認された時点における失踪者の本国法に よる。
- 第R条 失踪者について最後に生存が確認された時から10年が経過した場合に、失踪宣告が認められる。
- 第S条 第R条の規定により失踪宣告を受けた者は、最後に生存が確認された時から5年が経過 した時点で死亡したものとみなす。

〔設問1〕

AとDの婚姻からしばらくして、Dが仕事のために日本に転居することとなったため、Aは甲国でCと同居して生活し、Dは日本で生活することとなった。その後しばらくしてAD間には子臣(日本及び甲国の重国籍)が生まれたが、AとDとはそれぞれの国で生活し、AがEを甲国内で育てていた。E出生から1年後、Aが甲国内で行方不明となったため、DがEを引き取り、それ以降、D及びEは日本で生活している。Aが行方不明となってから12年が経過し、Cが死亡した

ところで、Cは、所有している不動産ア(日本所在)、不動産イ(甲国所在)及び不動産ウ(日本所在)のうち、不動産ア及び不動産イを、AとDが婚姻した頃、Aに対して譲渡し、A名義に登記の移転を済ませていた。Dは、自らとEがAの財産を相続するため、また、EがCの財産を代襲相続するためにAの失踪宣告を日本の裁判所に申し立てた。裁判所は、この申立てについて日本の裁判所の国際裁判管轄権が認められるとした上で、Aの失踪宣告の審判をした。以上の事実を前提として、以下の問いに論拠を示しつつ答えなさい。

- (1) 裁判所が日本の裁判所の国際裁判管轄権が認められるとした判断の過程を説明しなさい。
- (2) Aはどの時点での死亡が擬制されるか。
- (3) Aの財産である不動産ア及び不動産イのそれぞれについてはD及びEによる相続の関係で、 Cの財産である不動産ウについてはEによる代襲相続の関係で、日本の裁判所がなしたAの失 踪宣告に基づく死亡擬制の効力は及ぶか。

〔設問2〕

A及びDは、婚姻後すぐの時期から日本で生活していた。婚姻から5年後、Aは、Cの元を訪れた際に甲国内で行方不明となったが、Aが行方不明となった後も、Dは、引き続き日本で生活している。

[小問1]

Aの失踪から7年が経過した時点で、Dは、日本の裁判所に対してAの失踪宣告の申立てを行い、日本の裁判所は、Aの失踪宣告の審判をした(以下「本件失踪宣告」という。)。しかし、Aは、実際は、甲国で継続して居住しており、本件失踪宣告がされた2年後に本件失踪宣告がされていることを知った。そこで、Aは、本件失踪宣告の取消しを日本の裁判所に申し立てた。以上の事実を前提として、以下の問いに論拠を示しつつ答えなさい。

- (1) Aによる失踪宣告の取消しの申立てにつき、日本の裁判所の国際裁判管轄権は認められるか。
- (2) 日本の裁判所の国際裁判管轄権が認められるとして、取消しの可否を判断する準拠法はいずれの国の法となるか。

[小問2]

Aの失踪から10年が経過した時点で、Cは、甲国の裁判所に対してAの失踪宣告の申立てを行い、甲国の裁判所は、Aの失踪宣告の裁判をした。Dは、この甲国の裁判所によるAの失踪宣告の裁判書と確定証明書を添付して、日本国内の自らの本籍地の戸籍管掌者に、D自身の戸籍に婚姻解消事項を記載するよう申出を行い、Dの戸籍に同記載がなされたことを前提として、以下の問いに論拠を示しつつ答えなさい。

- (1) 戸籍管掌者は、甲国の裁判所によるAの失踪宣告の効力を日本で認めるに際して民事訴訟 法第118条所定の諸要件の具備を検討することが必要であるが、同条第2号の要件を満た す必要がないと判断をした。戸籍管掌者が民事訴訟法第118条所定の諸要件の具備を検討 することが必要であるとした理由及び同条第2号の要件を満たす必要がないと判断した理由 を説明しなさい。
- (2) 戸籍管掌者は、甲国の裁判所によるAの失踪宣告の効力が日本で認められると判断したことを前提に、AとDとの婚姻が解消したと判断した。その判断の過程を説明しなさい。